

事 務 連 絡  
令和元年 10 月 21 日

災害救助法適用都県及び政令市  
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課

令和元年台風第19号に係る避難所におけるインフルエンザの予防接種について

標記災害に際して、多数の方々が避難所での生活を余儀なくされており、避難生活の長期化が懸念される。

今後、インフルエンザの流行期に入るおそれがあることから、インフルエンザが流行した場合に備え、重症化予防等の観点から、避難所へ避難している方々へのインフルエンザワクチンの接種機会の確保が必要と考えられる。

については、下記について了知の上、市町村と連携し、避難所へ避難している方々へのインフルエンザワクチンの接種機会の確保を図るようお願いするとともに、避難所を有する市町村への周知をお願いする。

#### 記

1 標記災害における、避難所におけるインフルエンザの予防接種については、別添1のとおり、災害救助法に基づく救助に含まれることとされ、避難所での予防接種の実施に関する費用については災害救助法の支弁の対象となることが内閣府から示された。

なお、別添1において、「②に係る者のうち、生活保護世帯及び住民税非課税世帯の者に対する予防接種経費については、既に地方交付税措置がされていることから、災害救助法による支弁の対象とはならない」とあるが、これは、被接種者のうち生活保護世帯及び住民税非課税世帯の者の把握を求めるものではなく、該当する経費から30%相当分を差し引くことを求める趣旨である旨、内閣府と協議済みである。

- 2 別添2のとおり、日本医師会に対し、「インフルエンザワクチンの予防接種の実施に関して被災自治体から相談があった場合等には、避難所への巡回による接種を含め、当該地域の医師会等において積極的に接種体制を構築」するよう要請しており、地域医師会と連携することで円滑に接種体制を構築するようお願いする。
- 3 避難所でのインフルエンザの予防接種の実施状況については、当面、11月末までを目途に、各都県及び政令市から毎水曜日に厚生労働省健康局健康課予防接種室調査管理係宛てに報告をお願いすることとし、その内容は、別添3を参考にしていきたい。

**【照会先】**

厚生労働省 健康局  
健康課 予防接種室 調査管理係  
TEL:03-5253-1111 (内線 2383)